

学校いじめ防止基本方針

徳島県立徳島商業高等学校

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、校内外を問わず相談窓口の周知を行い、連携と協働についての体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図る。

2 いじめ防止等の対策のための組織（以下、いじめ対策委員会とよぶ）

- (1) 組織の構成
管理職、人権教育課長、生徒指導課長、学年主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールアドバイザー等により構成する。尚、早期発見・対処に当たっては関係の深い教職員を追加する。
- (2) 組織の役割
 - ①年間計画の作成・実施・検証・修正を行う。
 - ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③いじめの疑いに係る情報の収集と記録、共有を行う。
 - ④適宜、会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と生徒及び保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、学校は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。

- (3) 定期的に「相談箱」の活用や、「個人面談」・「心の健康調査」・「相談日」を設定するなど、気軽に相談できる体制を整備する。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (5) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

4 いじめの未然防止のための取組

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人に徹底する。
- (2) 教育活動全体を通じた道徳教育や人間教育の充実により、生徒の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- (3) 全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育むことに努め、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- (4) 学校の教育活動全体を通して、自尊感情を高められるよう指導する。
- (5) ホームルーム活動の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- (6) インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは、「いじめ」であり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について学校全体で取り組む。
- (7) 生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- (8) いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式等において、全校生徒に対し、道徳的視点で、仲間づくりや、他者の理解ができるように指導する。
- (2) 全校生徒を対象とした「心の健康調査」や「相談日」等から、生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、「いじめ対策委員会」において組織的に判断する。
- (3) いじめの把握にあたっては、養護教諭、特別支援教育コーディネーター等、校内の専門家との連携に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (4) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (5) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (6) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友

人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図る。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ②「いじめ対策委員会」において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、いじめへの対応方針を決定する。
- ③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた生徒、保護者への支援

- ①いじめられた生徒を徹底して全力で守り抜く。
- ②いじめられた生徒が安心して教育を受けられるように必要な措置を講じる。
- ④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。

(3) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた生徒を守る観点から、別室での学習を行わせる等、特別な指導を行う。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④保護者に十分な説明を行い、理解と協力を求める。

(4) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底し、いじめを許さない学校づくりを進める。

(5) 教育委員会等への報告と連携

いじめを認知した場合には、学校長が速やかに県教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールアドバイザーの派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

(6) 関係機関への相談・通報

- ①恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や関係機関に協力を求める。

7 校内研修

全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する

る校内研修を行う。

8 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしていると認められるときは、重大事態として直ちに県教育委員会に報告するとともに、県教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

年間計画で決めた期間の終わりには、学校全体で振り返りを行い、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

10 年間計画

	いじめの防止等の 対策・行事等	1年	2年	3年
4月	全校集会 職員研修 情報交換会（各学年）	個人面談 人権委員会	個人面談 人権委員会	個人面談 人権委員会
5月	P T A総会 総体壮行会			
6月	3年人権公開HR 生徒指導集会			3年人権公開HR
7月	心の健康調査 全校集会	舎外清掃奉仕活動 三者面談	舎外清掃奉仕活動 三者面談	舎外清掃奉仕活動 三者面談
8月		三者面談	三者面談	三者面談
9月	生徒指導集会・全校集会			
10月	教育相談・職員研修			
11月				
12月	全校集会・心の健康調査 2年人権公開HR		2年人権公開HR	
1月	1年人権公開HR 全校集会	1年人権公開HR		
2月	全校集会			
3月	いじめ対策委員会			

*相談日（希望者・毎月1回）

*若者サポートステーションとの連携（希望者・月1，2回）